

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件

福島厚生年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 6 月 1 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 53 年に入社してから平成 3 年に退職するまで、A 社及び同社の関連会社である B 社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A 社及び B 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人を含む 75 人の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和 61 年 1 月 31 日。以下「全喪日」という。現在は、同年 6 月 1 日。）と同日となっている。

しかしながら、前述の A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、i) 昭和 61 年 2 月 24 日及び同年 3 月 18 日に同社において健康保険証の再交付を受けた同僚各一人、ii) 同年 3 月 3 日に受理された同年 3 月 2 日付けの被保険者資格取得届が後に取り消された同僚一人、iii) 同年 2 月 21 日、同年 3 月 8 日及び同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した記録が、全喪日と同日の同年 1 月 31 日に訂正処理された同僚各一人を確認することができ、これらの処理は、全て全喪日より後に行われていたことが認められる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、当該期間において法人格を有している上、申立人及び同僚に係る雇用保険の加入記録により、同社において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の昭和61年6月1日時点で5人以上の従業員が在籍していたと認められることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、昭和61年1月31日にA社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、同日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年6月1日であると認められる。

なお、昭和61年1月から同年5月の標準報酬月額については、A社における60年12月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年11月1日までの期間について、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、A社の全喪日に被保険者資格を喪失し、B社において、被保険者資格を取得している64人のうち申立人を除く63人が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和61年6月1日）に被保険者資格を取得しているところ、申立人は5か月後の同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和61年7月頃に払い出されており、C市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同年5月31日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人は、当時、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金に加入したことを記憶している。

さらに、A社、B社の元事業主及び複数の同僚から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月20日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月1日から49年3月1日まで
② 昭和49年5月20日から同年6月21日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、B業務に従事した。途中で会社の名称が変わったが、勤務地及び業務内容に変更は無く、49年10月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格に空白の期間があることに納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録、元事業主の証言及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に転籍）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、C社は、昭和49年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立人は同社において同日に被保険者資格を喪失していることから、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年5月20日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C社は、昭和49年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の元事業主は、「厚生年金保険の適用事業所の届出をしていないのであれば、厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と述べている上、同社は昭和49年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の元事業主も、「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格取得日は、昭和49年3月1日となっていることが確認でき、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月30日は3万円、17年8月12日は14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月30日
② 平成17年8月12日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金給付に反映されない記録となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成21年11月20日付けで、16年12月30日は3万円、17年8月12日は15万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付が行われないとされている。

一方、A社から提出された複数の同僚に係る申立期間の賞与集計表によれば、同僚は、オンライン記録において確認できる標準賞与額に見合う賞与を支給され、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、同社から申立人に係る賞与集計表は提出されなかったものの、申立人についても、同様に、オンライン記録において確認できる標準賞与額に見合う賞与を支給され、当該賞与集計表において確認で

きる申立期間の厚生年金保険料率にて、厚生年金保険料を賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、オンライン記録及び前述の同僚に係る賞与集計表において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月30日は3万円、17年8月12日は14万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉 (別添一覧表参照)

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金給付に反映されない記録となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与集計表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

別添【厚生年金あっせん一覧表】（福島）

事案	氏名	生年月日	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
福島 事案1404	女	昭和25年生	平成16年8月13日	17万円
			平成16年12月30日	12万7,000円
			平成17年8月12日	16万6,000円
			平成19年8月13日	16万6,000円
福島 事案1405	男	昭和28年生	平成16年8月13日	25万4,000円
			平成16年12月30日	16万6,000円
			平成17年8月12日	21万5,000円
			平成19年8月13日	20万2,000円
福島 事案1406	女	昭和24年生	平成16年12月30日	5万9,000円
			平成17年8月12日	9万8,000円
			平成19年8月13日	12万7,000円
福島 事案1407	男	昭和25年生	平成16年8月13日	23万9,000円
			平成16年12月30日	23万2,000円
			平成17年8月12日	23万4,000円
			平成19年8月13日	18万6,000円
福島 事案1408	女	昭和31年生	平成16年8月13日	16万円
			平成16年12月30日	11万7,000円
			平成17年8月12日	15万6,000円
			平成19年8月13日	16万6,000円
福島 事案1409	男	昭和32年生	平成16年8月13日	23万円
			平成16年12月30日	18万6,000円
			平成17年8月12日	22万5,000円
			平成19年8月13日	21万5,000円
福島 事案1410	女	昭和24年生	平成16年8月13日	16万円
			平成16年12月30日	11万7,000円
			平成17年8月12日	15万6,000円
			平成19年8月13日	15万7,000円
福島 事案1411	男	昭和59年生	平成19年8月13日	3万円
福島 事案1412	男	昭和29年生	平成16年8月13日	22万9,000円
			平成16年12月30日	23万9,000円
			平成17年8月12日	18万6,000円
			平成19年8月13日	17万7,000円